

坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例
パブリック・コメント手続 公表案と最終案の修正箇所対照表

新	旧
坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例 坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成１７年坂東市条例第１２２号）の一部を次のように改正する。 第２条第２号中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に改め、同条第３号を次のように改める。 （３）特定事業 事業（宅地造成等の工程の一部において事業が行われる場合であって、当該事業を行う土地の区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。 ア 事業の用に供する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が１，０００平方メートル以上であるもの イ 事業区域の面積が１，０００平方メートル未満であ	坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例 坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成１７年坂東市条例第１２２号）の一部を次のように改正する。 第２条第１号中「<u>土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい</u>」を「<u>土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供する物であって</u>」に、「を除くものとする」を「<u>の範囲に属さない全てのものをいう</u>」に、同条第２号中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に改め、同条第３号を次のように改める。 （３）特定事業 <u>埋立て等を行う</u>事業（宅地造成その他の事業の工程の一部において<u>埋立て等</u>が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。 ア <u>埋立て等</u>の用に供する区域（以下「事業区域」という。）の面積が１，０００平方メートル以上であるもの イ 事業区域の面積が１，０００平方メートル未満であ

るもののうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）事業区域と隣接する土地の区域において、当該事業に着手する日前３年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合であって、当該事業区域の面積と、既に行われ、又は現に行われている事業に係る面積との合計が１，０００平方メートル以上となるもの

（イ）くぼ地を含む一団と認められる土地の区域において、１，０００立方メートル以上の量の土砂等を用いて地盤面から２メートル以上の高さまで事業を行うものであって、事業区域の面積が５００平方メートルを超えるもの

第５条中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に改める。

第６条中「、土砂等による土地の埋立て等」を「、事業」に改める。

第１０条第１項第３号を削り、同項第２号を同項第３号とし、同項第１号中「土地の埋立て等」を「事業」に改め、同号を同項第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

（１）その事業に用いる土砂等について、坂東市役所を中心として２０キロメートル圏内に位置する茨城県内の市町から発生したものであり、かつ、土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。

るもののうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）当該事業区域と一団と認められる土地の区域において、当該埋立て等に係る事業に着手する日前３年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が１，０００平方メートル以上となるもの

（イ）くぼ地を含む一団と認められる土地の区域において、１，０００立方メートル以上の量の土砂等を用いて地盤面から２メートル以上の高さまで埋立て等を行うものであって、事業区域の面積が５００平方メートルを超えるもの

第５条中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に改める。

第６条中「、土砂等による土地の埋立て等」を「、事業」に改める。

第１０条第１号中「土地の埋立て等」を「事業」に改め、第３号を削り、第２号を第３号とし、第１号を同条第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

（１）その事業に用いる土砂等について、坂東市役所を中心として２０キロメートル圏内に位置する茨城県内の市町から発生したものであり、かつ、一時保管場所及び仮置場等を経由しないものであること。

第10条第1項第4号中「埋立て等区域」を「事業区域」に改め、「埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第22条の規定により許可を取り消され、その取消し

第10条第4号中「埋立て等」を「事業」に改め、「埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として」を削り、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第22条の規定により許可を取り消され、その取消し

の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る坂東市行政手続条例（平成17年坂東市条例第8号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 第21条又は第23条の規定により命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

カ 事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人の事業主等であってその役員又は使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人の事業主等であってその使用人のうちにアから

の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る坂東市行政手続条例（平成17年条例第8号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 第21条又は第23条の規定により命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

カ 事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当する者

ケ 法人の事業主等であってその役員又は使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人の事業主等であってその使用人のうちにアから

キまでのいずれかに該当する者のあるもの サ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの 第 10 条第 2 項を次のように改める。 2 市長は、前条第 1 項の許可の申請が前項の基準に適合しているかどうかを判断するために必要があると認めたときは、国、県、市町村、警察署等に対し、調査を依頼することができる。 第 13 条中「第 10 条第 1 項第 1 号」を「第 10 条第 1 項第 2 号」に改める。 第 15 条第 1 項中「土地の埋立て等」を「事業」に、「係る埋立て等」を「事業」に、「土壌に」を「土壌の」に改め、「汚染の状況について」の次に「調査」を加える。 第 26 条第 1 項中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に、「事業場」を「事業区域」に改める。 第 27 条に次の 1 項を加える。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を当該公表の対象となる者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。 第 33 条を第 37 条とし、第 29 条から第 32 条までを 4 条ずつ繰り下げ、第 28 条の次に次の 4 条を加える。 (保証金の預託)	キまでのいずれかに該当する者のあるもの サ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの 第 10 条第 2 項中「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、許可をしてはならない。」を「前条第 1 項の許可の申請が前項の基準に適合しているかどうかを判断するために必要があると認めたときは、国、県、市町村、警察署等に対し、調査を依頼することができる。」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削る。 第 13 条中「第 1 号」を「第 2 号」に改める。 第 15 条中「土地の埋立て等」を「事業」に改め、「汚染の状況について」の次に「地質検査」を加える。 第 26 条中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に改め、「事業場」を「事業区域」に改める。 第 27 条に次の 1 項を加える。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を当該公表の対象となる者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。 第 33 条を第 37 条とし、第 29 条から第 32 条までを 4 条ずつ繰り下げ、第 28 条の次に次の 4 条を加える。 (保証金の預託)
---	---

第29条 第8条の許可を受けようとする者は、事業の適正な施工を保証し、事業区域及びその周辺の地域における災害の発生防止、並びに自然環境及び生活環境の保全等を保証するため、当該許可に係る事業が第2条第3号に規定する特定事業に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に、保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。

2 保証金の額は、100万円及び当該事業搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）の合計額とする。ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により保証金を預入した事業主等は、預入した保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、搬入土量を増加しようとするときについて準用する。この場合において、第1項中「第8条」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

（保証金の使途）

第30条 市長は、許可事業主等が受けた許可に係る事業を適正に行わず、事業区域及びその周辺の地域における安全が著

第29条 第8条第1項の許可を受けようとする事業主等は、事業の適正な施工を保証し、事業区域及びその周辺の地域における災害の発生防止、並びに自然環境及び生活環境の保全等を保証するため、当該許可に係る事業が第2条第3号に規定する特定事業に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に、保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。

2 保証金の額は、100万円及び当該事業搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）の合計額とする。ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により保証金を預入した事業主等は、預入した保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、搬入土量を増加しようとするときについて準用する。この場合において、第1項中「第8条第1項」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

（保証金の使途）

第30条 保証金は、許可事業主等が受けた許可に係る事業を適正に行わず、事業区域及びその周辺の地域における安全が

しく脅かされている状態にあるにもかかわらずその対応を講じないとき、又は自然環境、及び生活環境等の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じないときに、保証金を市が緊急的に行う道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等に要する経費に充てるものとする。

（質権の実行）

第31条 市長は、前条の規定により道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等を行うときは、許可事業主等が保証金を預入した金融機関に対して第29条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により設定した質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の保証金の払戻しを受けるものとする。

（質権設定契約の解除）

第32条 市長は、この条例による許可の申請に対して許可をしないこととしたとき、又は第19条第1項の規定による完了の届出があり、同条第2項の規定による確認の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、第29条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第29条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

附 則

著しく脅かされている状態にあるにもかかわらずその対応を講じないとき又は自然環境及び生活環境等の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じないときに、市が緊急的に行う道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等に要する経費に充てるものとする。

（質権の実行）

第31条 市長は、前条の規定により道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等を行うときは、許可事業主等が保証金を預入した金融機関に対して第29条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により設定した質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の保証金の払戻しを受けるものとする。

（質権設定契約の解除）

第32条 市長は、この条例に基づく許可の申請に対して許可をしないこととしたとき又は第19条第1項の規定による完了の届出があり、同条第2項の規定による検査の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、第29条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第29条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請を行う事業から適用し、同日前までにこの条例による改正前の坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第9条第1項及び第11条第2項の規定により申請書が受理された事業(事業区域の面積が5,000平方メートル以上の事業については、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可の申請書が受理されたものに限る。)については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請を行う事業から適用し、同日前までにこの条例による改正前の坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第9条第1項並びに条例第11条第2項により申請書を受理された事業(事業区域の面積が5,000平方メートル以上の事業については茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可の申請書の受理をされたものに限る。)については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。